

攻めの農林水産業の推進

平成 26 年 7 月

農林水産省

美しいふるさとを守る農林水産業

- 「攻めの農林水産業」については、地域の潜在力を活かし、農林水産業の6次産業化や輸出の促進等、**農林水産業を産業として強くする取組と、美しい棚田の保全など農林水産業の有する多面的機能の発揮の両者を車の両輪として具体化を進めているところ。**

農林水産業の位置づけ

- (1)我が国は古来より「瑞穂の国」と呼ばれ、農林水産業は「国の基（もと）」
- (2)農林水産業は食料供給のみならず、息をのむほど美しい棚田などが果たす多面的機能を通じ国民生活に不可欠な存在
- (3)我が国の精緻な農林水産業は「ものづくりDNA」の源泉



宮城県大崎市

農山漁村の潜在力

- (1) 丹精込めた食べものづくりの技術と伝統
- (2) 世界に評価される日本食とおもてなしの心
- (3) 世界有数の森林・海洋資源
- (4) 農山漁村にある再生可能エネルギーのポテンシャル

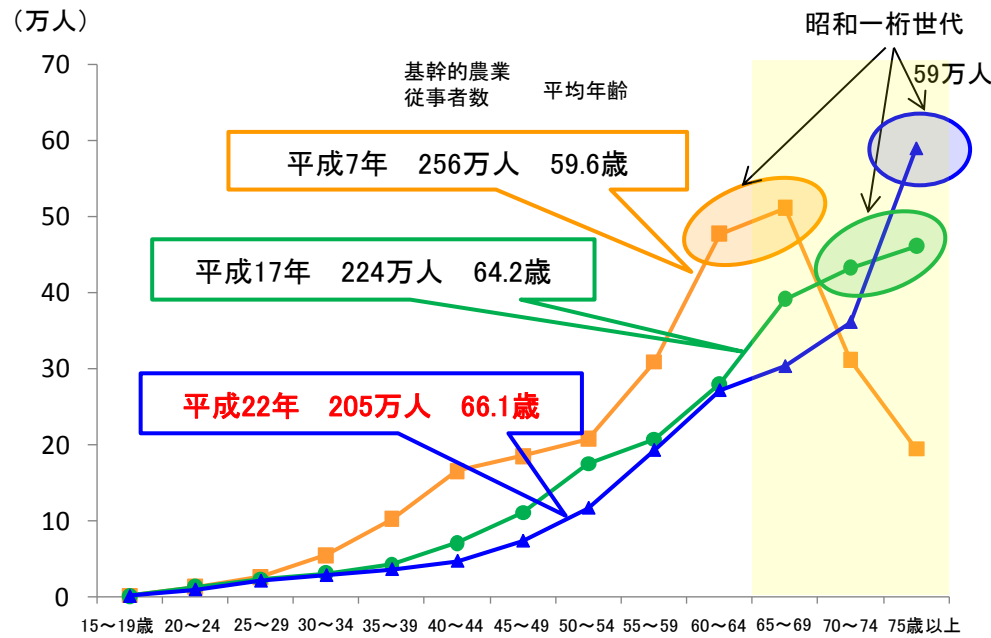


山口県長門市

我が国の農業をめぐる厳しい状況

- 平成22年における基幹的農業従事者数は205万人、平均年齢は66.1歳。
- 耕作放棄地の面積はこの30年間で3.2倍に増加し、平成22年時点で39.6万ha。特に、土地持ち非農家によるものの増加が著しい。

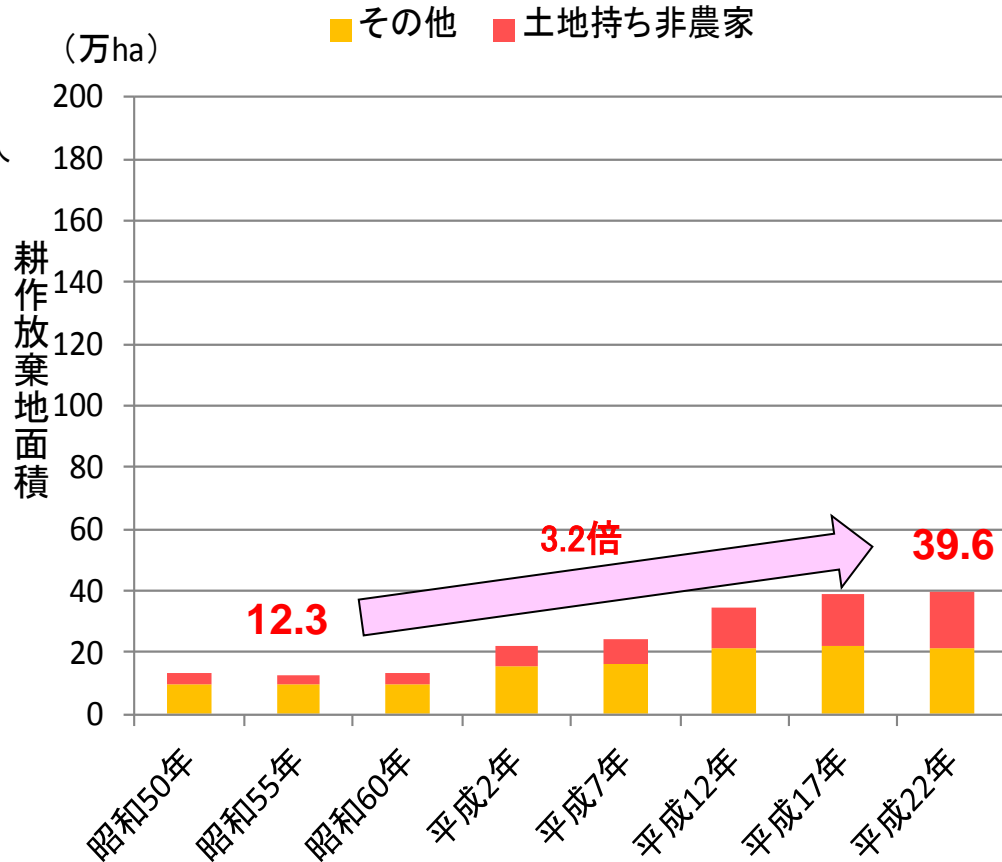
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

【耕作放棄地の推移】

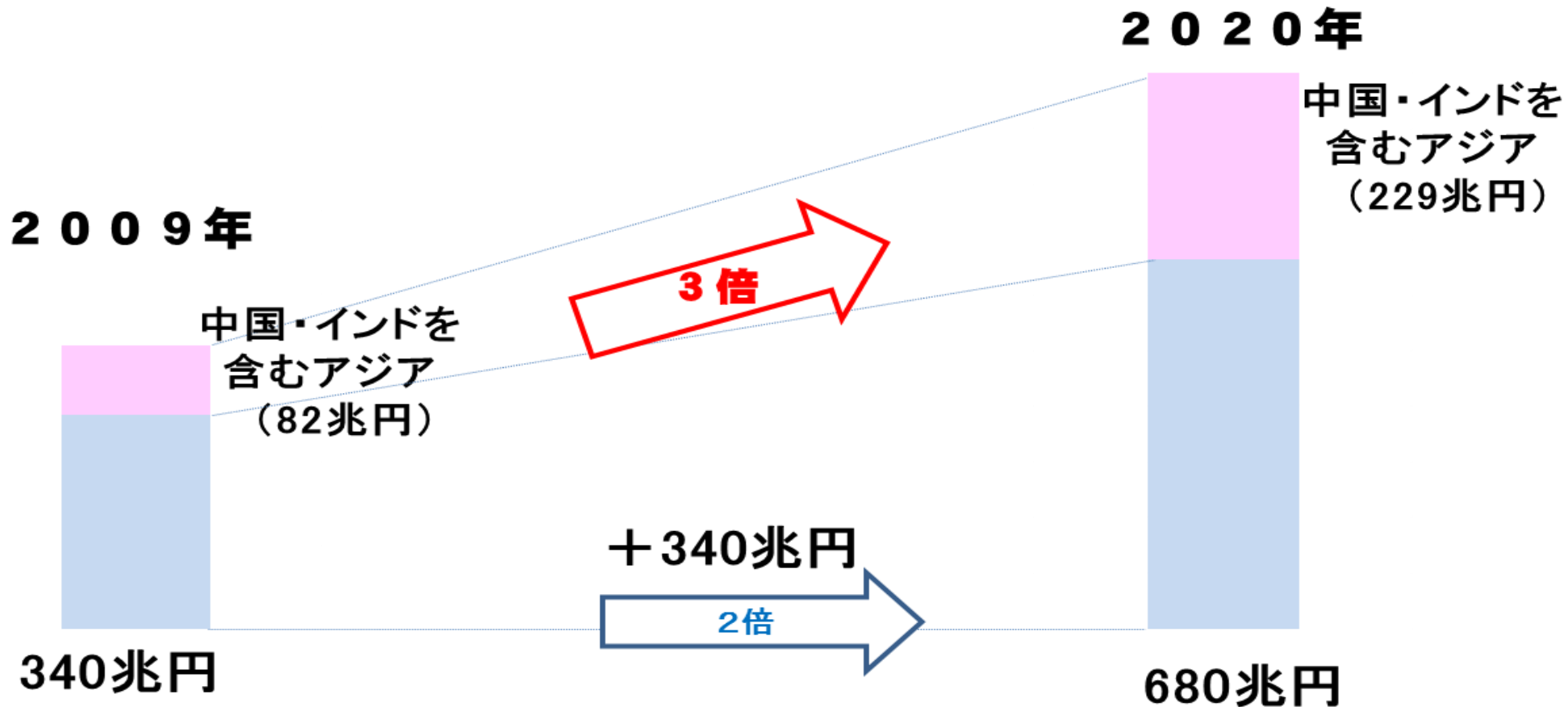


資料：農林水産省「農林業センサス」

土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

「攻めの農林水産業」のための農政の改革方向

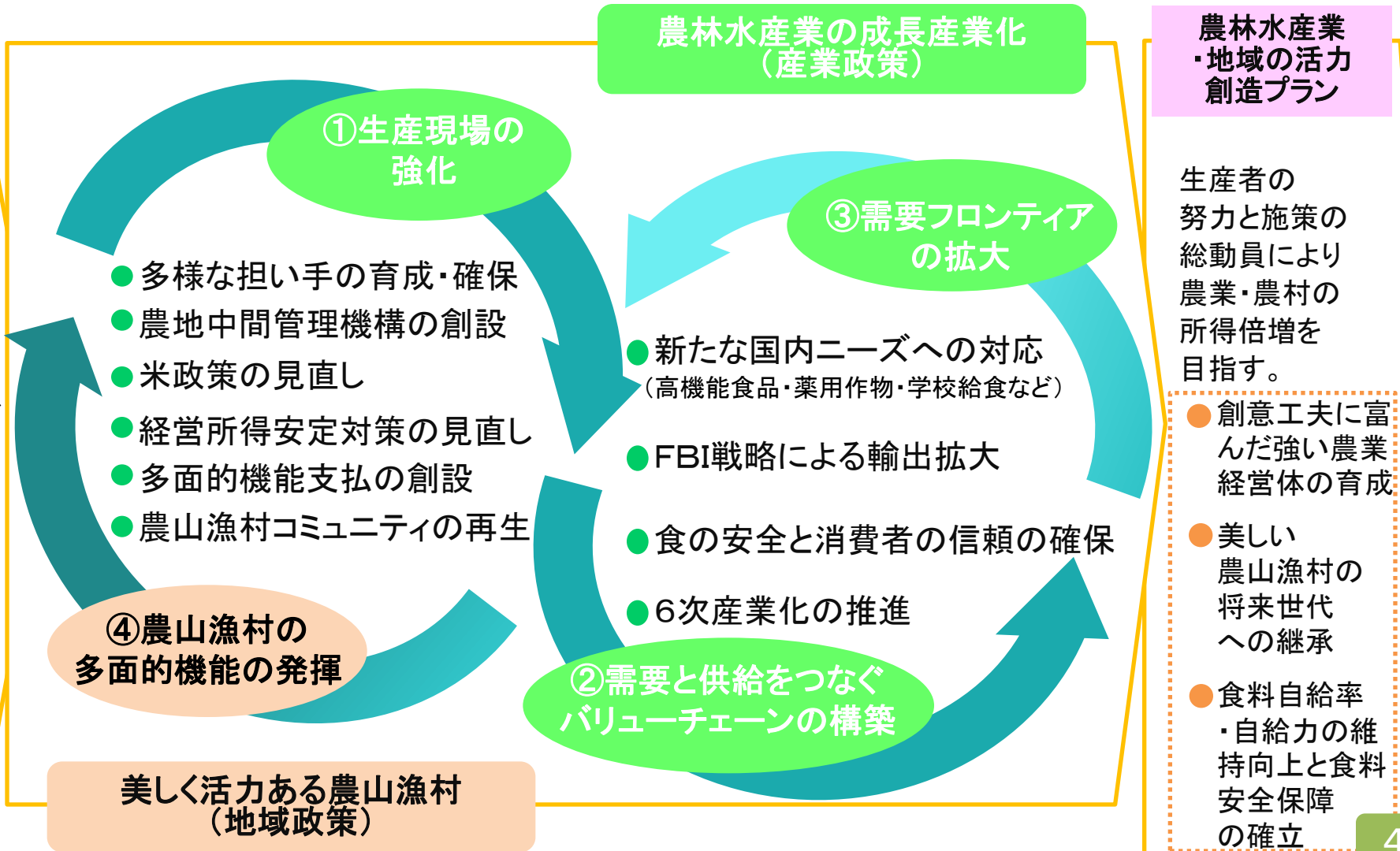
①生産現場の強化、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、③需要フロンティアの拡大、④農山漁村の多面的機能の発揮を柱に、産業政策と地域政策を車の両輪として、「攻めの農林水産業」を展開。
これにより、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、農業・農村全体の所得倍増を目指す。

総理指示
(25年8月8日)

1 農山漁村
の有する
ポテンシャル
の発揮

2 経営マインド
を持つ
農林漁業者
の育成

3 新たな
チャレンジを
後押しする
環境整備



「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

農林水産業・地域の活力創造本部決定 (平成25年12月10日)

1. 輸出促進・地産地消・食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農業の構造改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農山漁村の活性化
6. 林業の成長産業化
7. 水産日本の復活
8. 東日本大震災からの復旧・復興
9. 農業の成長産業化に向けた農協の役割

※規制改革会議・産業競争力会議における検討を踏まえ、6月を目途に改訂

【農林水産省・関係府省】

現場の実態を踏まえた
着実な改革の推進
(攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】

- 経営力ある担い手の育成
- A-FIVEの活用
- 畜産・酪農の成長産業化
- 輸出環境整備、ジャパン・ブランド推進等
など

【規制改革会議】

- 農業委員会等の見直し
- 農業生産法人の見直し
- 農業協同組合の見直し

改訂のポイント

1. 輸出促進・地産地消・食育等の推進
・**オールジャパンの輸出体制、輸出環境の整備**
2. 6次産業化等の推進
・**A-FIVEの積極的活用(サブファンドの出資割合の引き上げ等)、畜産・酪農の強化**
3. 農業の構造改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた**農協・農業委員会等に関する改革の推進**
6. **人口減少社会における農山漁村の活性化**
7. 林業の成長産業化
8. 水産日本の復活
9. 東日本大震災からの復旧・復興

プランの方向性を踏まえた食料・農業・農村基本計画の見直し

I 需要フロンティアの拡大

① 国内外の需要拡大

国内外の需要拡大等

◆目標：農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

1 新たな国内ニーズへの対応

● 医療・福祉分野と食品・農業分野の「医福食農連携」(注)を推進

◆ 関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討

◆ 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備

◆ 介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえ、「新しい介護食品」の考え方を公表(25年4月)。さらに、認知度向上に向けた取組、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討などを実施

◆ 産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現

(注)福祉分野との連携が含まれることを明示するため「医食農連携」を「医福食農連携」に変更。

● 学校給食等における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の構築等

● 需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要な作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援 **【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】**

2 食文化・食産業のグローバル展開

● 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進

● 「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施

● 卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース



産学官が連携して、β-クリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺



地場産農林水産物を利用した学校給食

(参考)食文化・食産業のグローバル展開

ポイント

- 1 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- 2 このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。

◆目指す姿: 拡大するグローバルな食市場の獲得

○ 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
(例) 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

- 国別・品目別輸出戦略の実行
→ 国別・品目別の輸出環境整備について、優先取組事項を選定し、着実に実施



日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 日本食文化の普及
→ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムを創設
→ 日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用による日本食のブランド化等を各省連携して実施
- A-FIVE × クール・ジャパンファンドの連携支援
→ 海外で展開するMade By Japan企業と国内のMade In Japan企業を連携して支援
- ジャパンブランド防衛のための共同監視体制の創設
→ 海外における知的財産権侵害の監視システムの構築
- グローバル人材の育成・確保
→ 海外展開に携わった経験のあるOB人材の再活用



(参考)食文化・食産業のグローバル展開に向けたFBI戦略の深化

- 輸出1兆円目標(2020年)の達成に向け、PDCAを踏まえながら、国別・品目別輸出戦略を着実に実行。当面、7,000億円(2016年)を中間目標として、達成を目指す。
- 本年は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を立ち上げるとともに、国別・品目別に分析した輸出環境整備の課題に関する事業者とのコミュニケーションや、②輸出支援をオールジャパンの取組に重点化し、品目別に輸出促進の司令塔となる団体の育成・支援等に取り組む。
- また、日本食文化を核とした輸出促進、食品企業の海外展開を図るため、官民共同の「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」を創設。

以下についてPDCAサイクルを基本とし、ロードマップを示しながら実行

和食・食文化の普及/世界の料理界で和食材の活用推進
(Made FROM Japan)

日本の「食文化・食産業」の海外展開
(Made BY Japan)

日本の農林水産物・食品の輸出
(Made IN Japan)

◆ 世界の料理界での和食材の活用推進

- ◇ 外国人調理師が、日本国内で日本料理を学べるように在留資格の要件を緩和(26年2月)
- ◇ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムの創設(P. 16参照)

◆ オールジャパンでの輸出体制の整備

- ◇ オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を6月に立ち上げまずは、牛肉、茶、水産物からオールジャパンの取組(品目別輸出団体)を育成・支援するほか、産地間で連携した輸出の取組に支援を重点化。また輸出環境整備などに取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、卸売市場を活用した輸出の取組を促進
- ◇ 輸出サポート機能をJETROに集約し、ワンストップサービス化を図るなど機能を強化。

◆ 輸出環境整備等

- ◇ 「輸出環境整備レポート」の作成・公表(平成27年以降)に向け、課題の優先順位や予見可能性について、事業者とコミュニケーションを図る
- ◇ 国際的に通用する規格の策定と国際規格化の推進(輸出用GAPの共通化に向けて国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討)、GLOBALG.A.P.、ハラール等の認証の取得促進
- ◇ 検疫交渉の戦略的实施
- ◇ 6月までに、産学官が連携し、日本の食産業の海外展開等によるグローバル・フードバリューチェーンを構築するための戦略を策定

◆ 輸出促進に資する規制緩和等

- ◇ 輸出用粉ミルクの添加物の使用基準を明確化し、各都道府県に周知
- ◇ ハラール牛肉を生産するための在留資格の要件を緩和
- ◇ 輸出向けの乳業施設の設置規制の緩和を検討

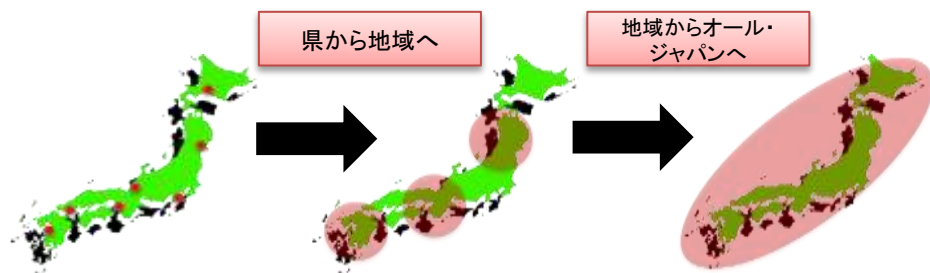
(参考) 輸出拡大に向けた着実な取組の実行 (オールジャパン体制)

- 各県バラバラではなく、ブロックや地域でまとまって輸出に取り組む取組を支援するなど、支援にメリハリをつけることにより、ジャパnbrandの構築や産地間連携の取組を推進。
- SOPEXA(フランス食品振興会)やNSC(ノルウェー水産物審議会)等を参考にしつつ、まずは、牛肉、茶、水産物などからオールジャパンの取組(品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体)を育成・支援。
- これとともに、ジェトロに情報を集約し、輸出情報のワンストップサービス化を推進。

輸出戦略実行委員会(オールジャパンの司令塔)

オールジャパンでの輸出体制の整備

- 産地間連携により、オールジャパンでの多品目周年供給を目指す。



輸出情報のワンストップサービス化

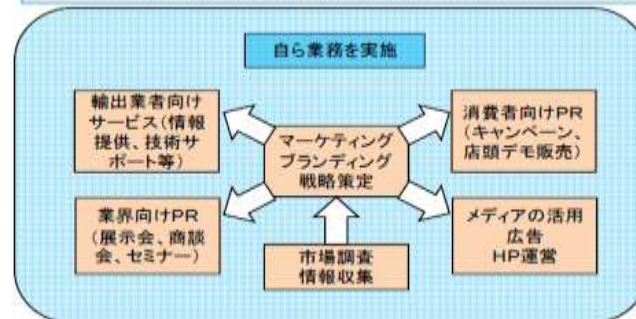
- 輸出のビジネスサポートをジェトロに集約するとともに、輸出に係る情報窓口としてワンストップサービス化に着手。

日本型輸出促進団体の育成

- SOPEXA(フランス食品振興会)やNSC(ノルウェー水産物審議会)等も参考にしつつ、まずは、牛肉、茶、水産物等からオールジャパンの取組(品目別の司令塔機能を有する輸出促進団体)を育成・支援。

| 名称 | フランス食品振興会 (SOPEXA) | ノルウェー水産物審議会 (NSC) | 米国食肉輸出連合 (USMEF) |
|-------|--------------------------|--------------------------------|------------------|
| 事業規模 | 73億円 (2010年) | 40億円 (2010年) | 32億円 (2011年) |
| 国の支援 | 無(2010年) (国の委託事業15億円) | 無(2010年) (輸出業者から徴収する輸出税で運営) | 18億円(2011年) |
| 海外拠点数 | 42ヶ所 (一部大使館に設置) | 13ヶ所 (大使館に設置) | 12ヶ所 |

海外の品目別輸出促進団体の業務イメージ



(参考) 輸出拡大に向けた着実な取組の実行 (輸出環境整備)

- オールジャパンの取組や産地間連携を促進する観点からも、厚生労働省等と連携して輸出環境整備を推進。
- 今後は、26年度の戦略実行予算を活用しつつ、課題の優先順位付けや予見可能性について事業者とコミュニケーションを図り、27年度以降は、PDCAサイクルで検証しつつ、「輸出環境整備レポート」(仮称)を作成・公表。
- 水産物や畜産物等、国際的に通用するHACCPの取得推進を図るとともに、加工食品の輸出促進を図る観点から、我が国で広く使用されている既存添加物や畜肉エキスが含まれる食品を米国やEUへ輸出可能となるよう、厚生労働省と協力して支援フレームを構築する。

《食品添加物》

- クチナシや紅麴など我が国で幅広く使用されている既存添加物がEUや米国で使用可能にするため、農水省と厚労省が協働して以下に取り組む。

既存添加物に関する作業フレーム

【26年度】

- ・ 事業者とのコミュニケーションを通じ、EU及び米国で認可して欲しい添加物、輸出したい食品、輸出見込額を含む優先リスト原案を農水省が作成。
- ・ 認可される見込み、必要な追加データ、その収集のための費用及び期間を厚労省が助言。
- ・ 上記について、事業者とコミュニケーションを図り、補助を受けて申請する事業者が特定された優先リストを確定。

【27年度】

- ・ 優先リストに即して、事業者がデータ収集及び申請する場合に支援。

《畜肉エキスが含まれる加工食品》

- 既存添加物以上に、加工食品の輸出促進に寄与すると見込まれる畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出が可能となるよう、以下に取り組む。

畜肉エキスが含まれる加工食品に関する作業フレーム

【26年度】

- ・ 国内で、畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出に向けた課題の整理を行うとともに、その結果を踏まえて輸出を希望する企業の意向調査を実施。

② 日本食・食文化の発信

我が国の自然的・社会的な環境に育まれた日本食文化

- 我が国の自然的な条件（海に囲まれた国土、変動帯に位置し火山活動が活発、アジアモンスーン気候で温暖湿潤等）が、うまみ文化、発酵文化の発達等、日本独特の食文化の形成に大きな影響を与えてきた。

うまみ文化

- ・ 我が国は火山国であり、急峻な地形
 - 地下水の滞留時間が短く、ミネラル分の少ない軟水が豊富
 - 水にうまみを引き出す「出汁（だし）」が浸透しやすいため、うまみ文化が発達



発酵文化

- ・ インド洋で発生した湿潤な空気が東南アジアから日本に流入（アジアモンスーン気候）
 - 温暖湿潤な気候が育んだ日本独特の微生物（麹カビ（アスペルギルス・オリゼー）等）を生かした発酵文化が発達（味噌、醤油、日本酒、みりん、鰹節等）



豊富な水と明確な四季

- ・ アジアモンスーン気候のため降雨量が豊富
 - 清らかな水をふんだんに使った調理法が発達（茹でる、蒸す、浸す、煮るなど）
- ・ 中緯度地帯であり、明確な「四季」の変化
 - 「旬」に応じた季節の食材や調理法。「初物」や儀礼食（「節句」等）を重視



豊かな地域性・多様性

- ・ 南北に長く、多様な気候風土
 - 地域の多様な野菜（約150種が市場流通）と魚（約4,200種が日本近海・内水面に生息）
 - 風土に応じた固有の調理法・食材保存法が発達。これらを利用した郷土食が発展
- ・ 歴史的に海外の文化を受容し、多文化が混交



「和食；日本人の伝統的な食文化」の内容

- 有識者の検討会で日本食文化の内容等を検討し、日本の食文化を特徴づけるキーワードとして「自然の尊重」を抽出。
- 「自然の尊重」というキーワードに基づき、その特徴がまとめられ、2012年3月に「和食；日本人の伝統的な食文化」と題してユネスコへ登録申請し、昨年12月に登録されたところ。

「和食」の登録申請概要

多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

- ・明確な四季と地理的多様性により、新鮮で多様な山海の幸を使用。
- ・食材の持ち味を引き出し、引き立たせる工夫。

栄養バランスに優れた健康的な食生活

- ・米、味噌汁、魚や野菜・山菜といったおかずなどにより食事がバランスよく構成。
- ・動物性油脂を多用せず、長寿や肥満防止に寄与。

自然の美しさや季節の移ろいの表現

- ・料理に葉や花などをあしらい、美しく盛り付ける表現法が発達。
- ・季節にあった食器の使用や部屋のしつらえ。

年中行事との密接な関わり

正月を始めとして、年中行事と密接に関わった食事の時間を共にすることで、家族や地域の絆を強化。



「和食；日本人の伝統的な食文化」と題し、
「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する「社会的慣習」
として提案。

日本食・食文化の普及の取組について

- 今後10年間で、340兆円から680兆円に倍増すると見込まれている世界の食市場の獲得のためには、**日本食・食文化の魅力を正しく普及していくことが重要**。そのため、日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)等と協力して、日本食・食文化の普及のための取組を実施。

海外の料理学校

将来の料理人を育成する海外の料理学校において日本食講座を開設

- 例) ・25年12月、デュシタニ・カレッジ(タイで最大の料理学校)で日本食講座を開設。
・25年3月に、コルドンブルー(仏)で日本食講座を実施。



海外の日本食レストラン等

海外の複数の日本食レストラン等と連携し、一般消費者に日本食・食文化の魅力を伝える料理の提供等を実施

- 例) ・上海の外出チェーンのゴールデンジャガー等、約100店舗において、手延べ素麺や鰹節を活用したメニューの提供を実施
・オランダのレストラン等の協力を得て、日本産食材を使用したメニューを提供し日本産品の「おいしさ」を訴求する



海外のトップシェフや食関連事業者等

世界的トップシェフに日本食・食文化への正しい魅力を深めて貰う取組を実施

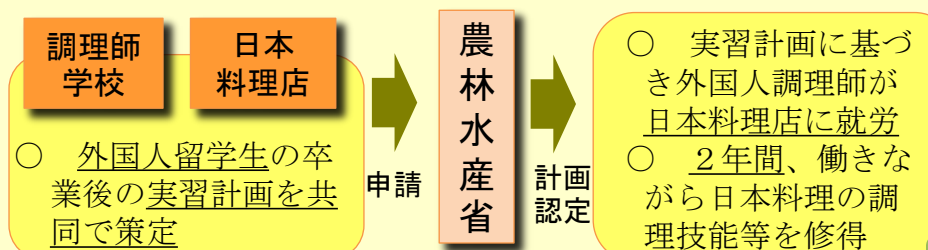
- 例) ・マスターオブワイン(ワインに関する国際的な認定資格を有する者)を日本に招聘し、酒造りや日本酒の持つ魅力を海外へ発信
・パリにおいてアラン・デュカスと連携した日本食や日本産食材のPRイベントを開催
・米国のジェームズ・ベアード財団において日本料理(懐石料理)レセプションを実施



アラン・デュカス氏

外国人調理師の在留資格の要件緩和

本年2月から外国人調理師が日本国内において働きながら日本料理を学べるように在留資格の要件緩和を実施



2015年ミラノ国際博覧会の開催について

- ミラノ万博は、2015年5月から半年間「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに開催される大規模な博覧会
- 農林水産省及び経済産業省を幹事省、国土交通省を副幹事省とし、ジェトロを参加機関とした体制を整備
- 日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取組み、日本食、日本食文化に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献していくことをテーマに準備中

<日本館の概要>



万博日本館のマーク

〔祝い箸をモチーフにし、EXPOの「E」を形作っている〕

日本館のテーマ

Harmonious Diversity

－共存する多様性－

建築 多様性のうつつわ

日本古来からの知恵と技を現代の日本の最先端技術を用いて応用し、伝統と革新が共存する木材等を活用した日本館を建築する。

展示 食生活と農業生産の多様性

自然と共生する「農林水産業」をベースに、深遠な知恵と技とが凝縮された日本の「食」と「食文化」が、持続可能な未来社会を切り拓くことをアピール。

レストラン Feel the Japanese Passion

展示の理解を共感に変えるため、だし等の日本の優れた食を体験できる場として展開。(高級日本食レストランとフードコートを設置)

催事 多くの方々が参加・発信できる行催事の展開

日本食や食文化の多様性を世界へアピールするため、地方公共団体や団体の参画を公募。現在36の団体(24の地方公共団体、12の団体)が参画表明

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会 我が国の農林水産物・食文化による 「おもてなし」

日本食で

○ 日本食を楽しんでいただく 仕組みを構築

- ・選手、観光客、マスコミ、VIP等へ
- ・ベジタリアン、ハラール等にも対応
- ・様々な機会をとらえて
- ・魚食を中心とした日本食の情報発信
- ・近隣市場を活用した日本食の提供・発信
- ・ホテル等と連携した日本食・食文化発信イベントの開催
- ・「もったいない」精神を発信
- ・外国人のニーズに対応した新たな商品の開発



○ 安全・安心な国産食材の供給システムの構築

- ・選手村、ホテル等で提供する各国料理に
- ・開催時期（夏季）に合わせた生産体制の確立



花で

○ 世界最高水準の品質の日本の花の活用

- ・表彰式で（ビクトリーブーケ）、マラソンの沿道で、選手村で、主要都市の空港・駅・公共施設で
- ・国産花きを計画的に生産・供給できる体制の整備



農山漁村で

○ 観光客等を農山漁村でもてなす 仕組みの構築

- ・農山漁村での農林漁業体験プログラムの構築
- ・地域の農林水産物を活用した郷土料理等の提供
- ・日本の日常生活の体験のための農家民宿の整備
- ・外国人旅行者への情報発信体制の構築



和の空間で

○ 国産材を使用した木造化・内装木質化

- ・大会施設や選手村等の整備、改修
- ・仮設建築物にも木材を積極的に使用
- ・関係施設の建具、床材、家具等
- ・日本の伝統的な建築様式を取り入れる
- ・CLT（直交集成板）や耐火集成材等を活用
- ・資材の安定供給体制の整備

CLTを活用した建築物



○ 国産の畳を使用した和の空間の設置

- ・選手村、競技場の一面に
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・和装（純国産絹製品）でもてなし



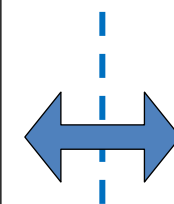
○ 環境に配慮した空間づくり

- ・木質バイオマス、食品廃棄物等を原料とした再生可能エネルギーを大会施設や選手村に
- ・バイオプラスチックの活用



水際対応

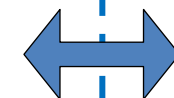
円滑な出入国
手続きの実施



動・植物輸出入検査体制の強化

輸出入禁止品の
広報

輸出入検査
体制の整備



海外からのオリパラ関係者・マスコミ・観光客

馬術競技出場馬

Ⅱ 需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築 (農林水産物の付加価値向上)

◆目標： 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

1 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援

- 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用などにより、6次産業化を推進 ※6月現在で43のサブファンドを決定
- 機能性食品やIT・ロボット技術による高労働効率システムの開発など、重要研究分野の選択と研究開発資金の集中

2 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

- 農林漁業と調和を図りながら、地域の資源を再エネ発電に活用し、地域の発展につなげるための「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が昨年11月に成立。5月1日に施行 【再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区以上、取組の検討を行う地区を全国200地区以上実現】
- 7府省が共同で選定し連携支援するバイオマス産業都市の構築や、新たな食品リサイクルシステムの構築、小水力発電等の導入促進のための技術支援や規制緩和など、関係府省とも連携

施設園芸団地の視察(オランダ)



3 生産・流通システムの高度化

- 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を全国9か所で開始。
- ICT・ロボット技術の導入により、超省力・高品質生産等を達成する新たな農業(スマート農業)の実現等に向けた検討

4 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 品質やブランド力などの「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すため、品目別に推進の基本方向等を方針を平成25年12月に策定 【今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出】



産官学が一体で開発した「ゆめちから」パン

これまでにない製パン適性を持つ小麦「ゆめちから」を開発し、食品企業と連携したマーケティングで普及



(参考) 6次産業化の推進 (A-FIVEの積極的な活用)

ポイント

- 1 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用などにより、医福食農連携など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。
- 2 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大するため、農林漁業者と様々な事業者のネットワーク化を通じた連携促進による成功モデルの構築を重点的に推進。

◆目指す姿: 6次産業化を通じた農業・農村の所得増大

- ① 1、2、3次産業の連携によるバリューチェーンの構築を通じた農林水産物・食品の付加価値向上。
- ② 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大。

◆具体的な取組: 農林漁業者と様々な事業者の連携による6次産業化の取組を支援

A-FIVEの積極的な活用

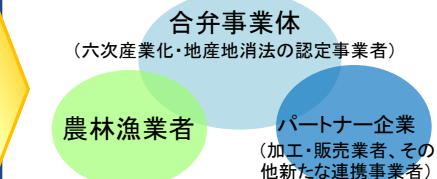
全国でサブファンドを設立

●6月現在で、43のサブファンドへの出資を決定

●A-FIVEの活用による6次産業化事業体への出資は、7月現在で26件。
サブファンド出資
1,988百万円(うちA-FIVE出資分 994百万円)

農林漁業者と多様な事業者による6次産業化合弁事業体の組成

ファンドを活用した戦略的提携



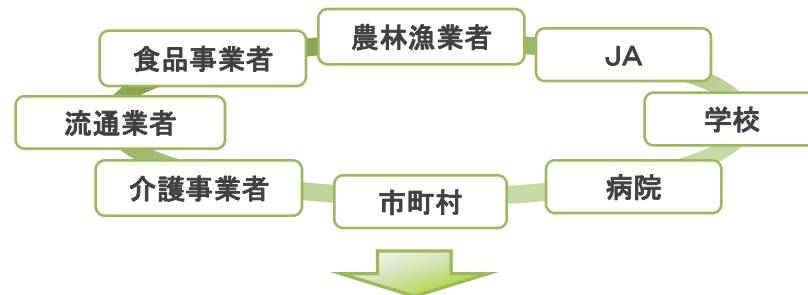
(取組事例 A-FIVE出資案件)

- ・地元産ぶどうのワイナリープロジェクト
- ・植木・盆栽グローバルプロジェクト
- ・沖縄車えび周年販売プロジェクト
- ・うなぎ再養殖・加工販売プロジェクト

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援



ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進(農商工連携)の取組と一体的に6次産業化を推進。

(参考) A-FIVEの活用の推進に向けた当面の対応

- 農林漁業者の出資割合(25%超)の取扱いについては、ファンド法の3年後の見直しの中で総合的に検討することとし、当面は以下のとおり対応。
- 植物工場を含め、合併事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- サブファンドの出資割合の引き上げ、資本金劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

A-FIVEによる植物工場等への支援

- ① 植物工場への出資
加工・流通等の取組と併せて植物工場を整備する場合に出資。

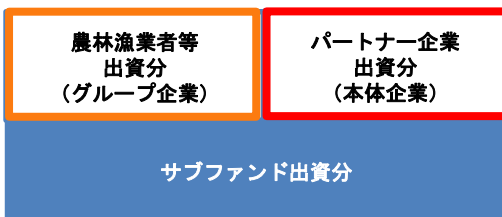


- ② 農業分野への出資
加工・流通等の取組に必要な農業生産について出資。

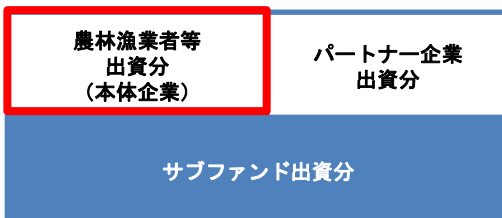
企業によるファンド活用の推進

- ① 農業に参入した企業によるファンド活用の推進

- (i) 農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加



- (ii) リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加



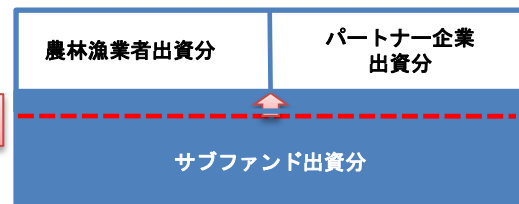
- ② ガイドラインの策定
加工・流通のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ガイドラインを示し出資案件の形成を促進。

多様な資金調達等によるファンド活用の推進

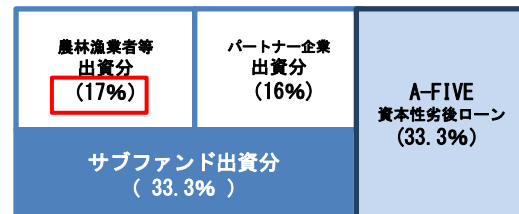
- ① 農林漁業者の実質的な出資負担の軽減
(東日本大震災の被災地域などに配慮)

- (i) 一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ

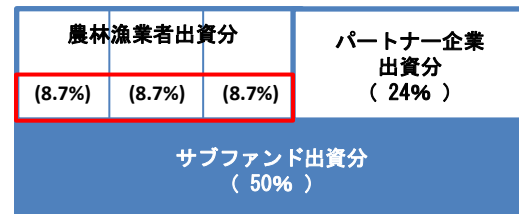
1/2



- (ii) 資本金劣後ローンの活用



- (iii) 1人当たりの出資負担額の縮小



- ② 目利き人材の活用
A-FIVEの業務運営に当たっては、引き続き、ファンド、食品会社出身者等を活用。
- ③ サブファンドとの連携強化
A-FIVEとサブファンドとのコミュニケーションの強化。

- 1 農山漁村においてバイオマス、水、土地などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要。
- 2 このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)が昨年11月に成立。5月1日に施行。
- 3 農山漁村において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の導入により、地域の活性化に結び付けている取組が見られるところ。

<太陽光発電>

太陽光発電の売電益を活用した農村集落の再生

【熊本県・山都町】

<設備>

- ・ 太陽光発電 2,000kW

<概要>

- ・ 集落の住民の土地を有効活用するため、太陽光発電を集落主体で誘致。
- ・ 棚田米のブランド化や加工品の開発、管理組合のスタッフ雇用等の経費として売電収益の5%を地域還元。

<効果>

- ・ 農村集落の再生モデルとなることを期待。



<小水力発電>

小水力発電による土地改良区の維持管理費負担の軽減

【栃木県・那須野ヶ原土地改良区連合】

<設備>

- ・ 小水力発電設備 計1,000kW

<概要>

- ・ 農業用水路の落差を利用して発電。
- ・ 発電した電気は土地改良施設に供給。余剰分は売電。

<効果>

- ・ 土地改良施設の維持管理費の軽減。



発電機設置前の水路



水車・発電機の設置

<風力発電>

風力発電の売電益による間伐の推進

【高知県・梶原町】

<設備>

- ・ 風力発電設備 600kW × 2基

<概要>

- ・ 町が風力発電所を設置。全量売電し、町の環境基金へ積み立て。
- ・ 基金積立金により、風車の売電益の一部を使い、間伐を行った森林所有者に町独自の交付金の交付やペレット向け間伐材の搬出費用の助成を実施。

<効果>

- ・ 地域の森林の適正管理。



<バイオマス発電>

未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

【福島県・グリーン発電会津】

<設備>

- ・ 木質バイオマス発電設備 5,700kW

<概要>

- ・ 地元の林業者が主体となって事業を運営。
- ・ 発電燃料として、未利用間伐材等による木質チップを優先的に使用。

<効果>

- ・ これまで山に放置されていた未利用間伐材を燃料として買い取り、地域林業の活性化に寄与。
- ・ 発電事業、立木の間伐及び運搬、木質チップへの加工等のための雇用を創出。



ポイント

- 1 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を推進する。
- 2 高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、多くの施設を集約してコスト削減に繋げて所得倍増を実現し、地域の雇用を創出する。

◆目指す姿: 大規模に集約された次世代施設園芸拠点の展開により農業の成長産業化を実現

- 地域資源を活用するエネルギー供給センターや高機能な温室団地、調製・出荷を効率化する出荷センターの併設等を備える次世代施設園芸拠点を展開し、整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現する。

林農林水産大臣によるオランダ視察

【目的】産官学が一体となった施設園芸の視察

【視察先】グリーンポート(施設園芸クラスター)

ワーヘニンゲン大学研究センター

【視察日】平成25年5月31日

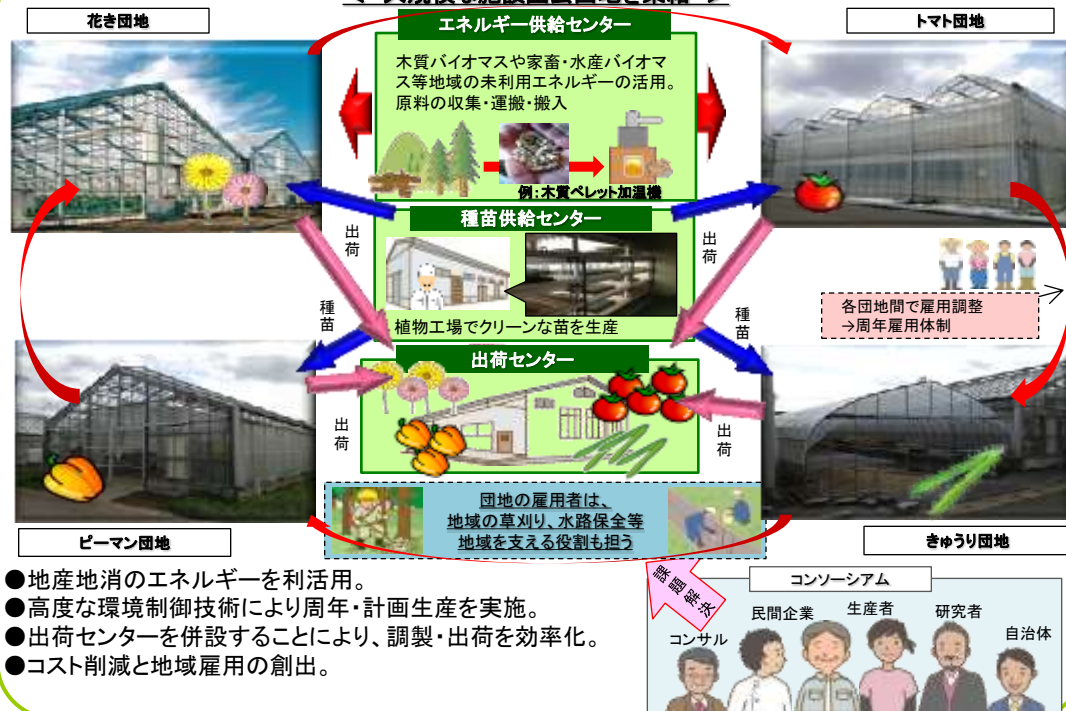


大規模化された視察先の園芸施設

ICTにより自動化された栽培システム

次世代施設園芸拠点のイメージ

＜ 大規模な施設園芸団地を集結 ＞



【産業界との連携】産業界から農業界まで幅広く参集した『次世代施設園芸セミナー(昨年10/10開催)』において、施策等を紹介。

【経済産業省との連携】経済産業省が実施する、適正な栽培管理に資するセンサーシステムの技術開発等の研究成果と連携。

ポイント

- 1 我が国の「強み」である「優れた品種」、「高度な生産技術」を用いて、実需者等と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出す。
- 2 品目別に推進の基本方向等を方針として年内に定め、各産地の取組を加速化することで、今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出する。

◆目指す姿:「強み」のある農畜産物が創出されることにより以下を実現

- ① 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物が100以上創出
- ② 6次産業化の推進、輸出・消費拡大につなげるとともに、加工・業務用向け生産による国産シェア拡大、多収性安定品種などによる低コスト・安定生産を実現

具体的な取組:「強み」のある農畜産物の産地づくりにむけた一連の取組を支援(B-Upsプロジェクト)

1 「強み」を生み出す<Breed>

実需者・産地と連携したマーケットイン型育種への転換、DNAマーカーによる育種のスピードアップにより、ニーズに応えた優れた品種等を次々と生み出す



実需者(製粉・製パン企業等)と連携したパン用小麦「ゆめちから」の開発

2 「強み」を活かす<Utilize>

埋もれた品種の発掘や新品種の導入、ICT等の新技術の活用による栽培・品質管理の高度化などにより、「強み」を活かした産地を全国に形成



ICTの導入による高品質・高収量のトマト栽培

3 「強み」を守る<Protect>

育成者権、商標権等の知財を組み合わせるなど知財の戦略的な保護により産地の「強み」を保護



ラーメン用小麦を開発し、産地・ラーメン業界が一体となって知財によるブランド展開

品種開発から産地化まで一連の取組を戦略的に推進するためのコンソーシアムを各地に形成



4 「強み」を支える<Support>

- 海外遺伝資源の戦略的収集による育種素材の確保
- オランダの取組をモデルとした種苗会社を支援する体制の整備
- 埋もれている品種や技術の発掘
- 品種供給の鍵となる種苗の機動的な供給体制の整備

「強み」のある農畜産物を日本各地に次々と生み出す



地理的表示制度の創設

1. 制度導入の必要性

<現状>

- 地域の様々な特性に由来した品質等を備えた特徴ある産品が多数存在。
- 中にはその名称で原産地を特定できるようなものも存在。

そのような産品の名称を地域の共有財産(知的財産)として活用を図っていく必要。

<課題>

- ① 特性の統一・維持が不十分
- ② フリーライドや模倣の発生

結果

信用の低迷、生産者全体の利益の逸失

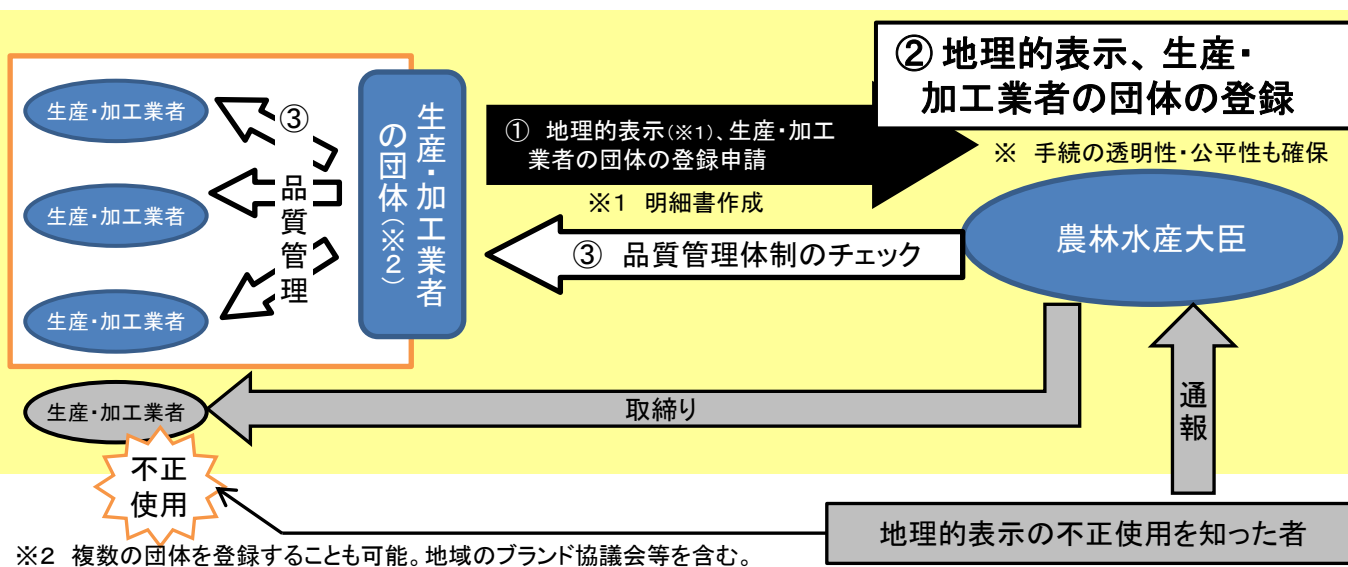
ブランド価値の毀損、生産者全体の不利益

※ 経済連携強化の流れの中、地域ブランドを知的財産として保護する制度がないと、国益の毀損も懸念

2. 制度の概要

ポイント

- ① 農林水産物等の特性を国が保証し、その名称(地理的表示)を登録
- ② フリーライド・模倣品(地理的表示の不正使用)を国が排除
- ③ 地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容



制度創設の効果

- ① **生産者利益**(地域の知的財産)の保護

農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上

- ② **需要者利益**の保護

高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保

畜産・酪農の競争力強化

- 構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化し、マーケットインの発想で日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保。

高収益型畜産(畜産クラスター)の構築

- 地域ぐるみで畜産関係者が有機的に連携・結集し、収益力の向上を図る体制(畜産クラスター)を構築し、その取組の全国的な普及活動を支援



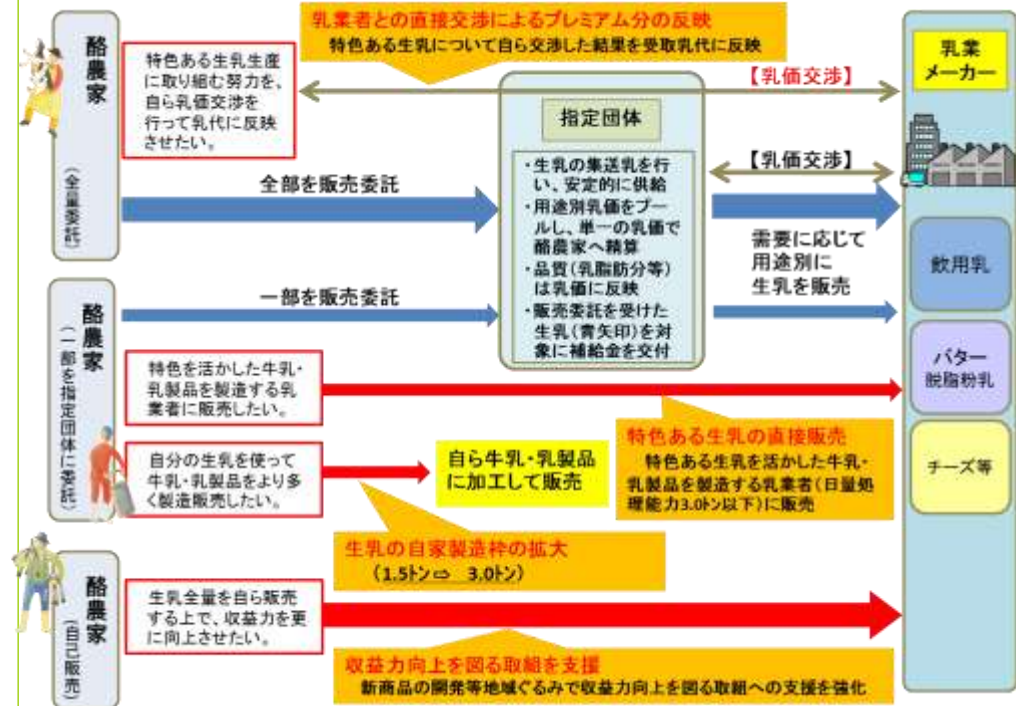
国内飼料資源と技術のフル活用

- 「エコフィード利用畜産物」の認証等により、食品残さの飼料利用と畜産物の高付加価値化・消費拡大を推進
- 雌雄産み分け技術を活用した優良乳用後継牛の確保と需要に見合った牛肉生産
- 新技術による生産性の向上と省力化の推進



酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、一層の多様化



- 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制(都道府県知事の承認)を緩和

Ⅲ 生産現場の強化

農地中間管理機構について

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

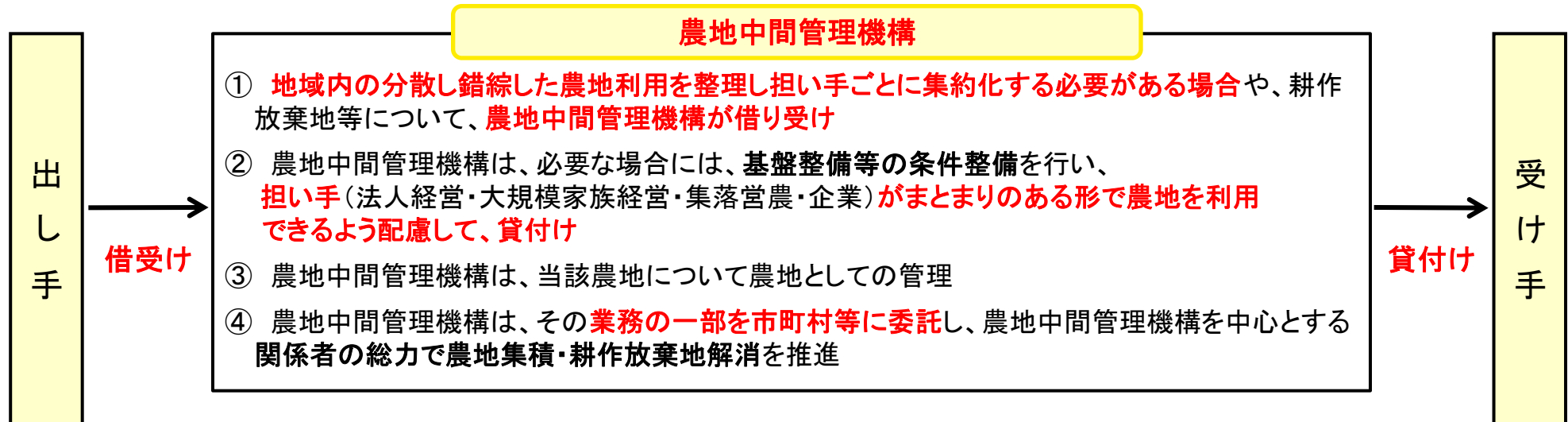


目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進) 【農地中間管理機構法案は12月5日(木)成立】



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

農協改革について

今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を60年ぶりに抜本改革
- 単位農協が自立し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、連合会・中央会のあり方も見直す

中央会(全国中央会・県中央会)はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、経営危機に陥った農協組織を再建するために導入された特別な制度(中央会が農協を強力に指導)
- 農協数が当時の1万超から約700に減少するなど状況が大きく変化する中で、中央会については抜本的に見直し
- 単位農協の自立を前提に、中央会の今後のあり方を検討し、次期通常国会に法案を提出

全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図っていくには、農産物販売等で単位農協をサポートする全農の役割は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて国の内外で企業とも連携して積極的に活動できるようにするために、株式会社に転換できるよう法整備

単位農協はどうするのか

- 役員の過半を担い手や販売のプロとし、単位農協が自立して、創意工夫で経営
- 農業の成長産業化に重点を置くため、金融事業の負担を軽減できるよう農林中金等がサポート
- 地域のインフラとしてのサービスについては、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう法整備

農業委員会改革等について

今回の農業委員会改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農業委員会制度を60年ぶりに抜本改革
- 農業委員会の主たる使命である、担い手へ農地利用の集積・集約化をよりよく果たせるように抜本的に見直し
- 農業委員会を的確にサポートできるよう、都道府県農業会議・全国農業会議所のあり方も抜本的に見直す

農業委員の選出方法

- 適切な人物が確実に就任するよう、選挙制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更する
- 農業委員の過半は担い手農業者とする

都道府県農業会議 全国農業会議所

- 農業委員会をサポートする都道府県農業会議、全国農業会議所の役割を見直し、農業委員会の連絡・調整のほか、優良事例の横展開、法人化の推進、法人など担い手の経営支援、新規参入の支援等を行う指定法人に移行

農業生産法人要件

- 6次産業化等により経営の発展を目指す法人を支援するため、
 - ・ 役員のうち農作業に従事する者は1人でよいこととする（従来は役員4分の1程度）
 - ・ 議決権要件については、農業者以外の者は2分の1未満まで持てることとする（従来は4分の1以下）

経営所得安定対策（旧戸別所得補償制度）の見直し

経営所得安定対策については、産業政策的な観点から見直しを行い、バラマキとの批判があった米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金は廃止し、ゲタ対策やナラシ対策については、担い手に限定した経営安定対策として実施。

<現行制度>

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。
(10a当たり1.5万円)

◆米価変動補填交付金

- 全ての販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の拠出なく補填。
(標準的販売価格からの低下分を10割補填)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填。
(麦、大豆等の畑作物が対象)

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

- 生産者の拠出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

<改革の内容>

- 平成30年産米から廃止する。

〔 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を大幅に削減した上で、29年産までの時限措置とする。 〕

- 平成26年産米から廃止する。

産業政策として、担い手の経営安定を確保

- 担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に限定して実施する(ただし、規模要件は課さない。)

- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

～ 需要に応じた戦略作物等の振興 ～

- マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物等について、生産性の向上や高付加価値化を後押しし、水田のフル活用を図る。これにより、食料自給率・自給力も向上。

<現在>

- 水田における飼料用米・麦・大豆など

水田活用の直接支払交付金※

- ・ 戦略作物助成
→ 作付面積に応じて一定額を交付
- ・ 産地資金
→ 地域が取り組み内容(作物)、単価を設定



<今後の方向>

食料自給率・自給力の向上を図る観点から、水田のフル活用

- ・ 需要のある飼料用米等の生産性の向上と本作化

数量払いの導入と多収性品種の取組へのインセンティブの付与



- ・ 主食用米と作期をずらして飼料用米に取り組み、機械や労働力を最大限に活用
- ・ 稲作全体について、生産性の大幅な向上と生産コストの削減
- ・ 経営規模の一層の拡大や農地の集約化

- ・ ニーズの高い麦、大豆などの振興

生産拡大と生産性の向上を後押し



- ・ 地域の裁量に委ねられた戦略的な交付金(旧:産地資金)により、6次産業化に向けた特色のある魅力的な製品の産地づくり

地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」の作成と地域の裁量による戦略的な交付金(旧:産地資金)の活用



目指す姿

マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆など需要のある作物を振興し、所得を増大

生産コストの削減、農業経営の規模拡大・構造改革に寄与

水田のフル活用により、食料自給率・自給力を向上

意欲ある生産者にとって経営の選択肢が拡大

※ 生産数量目標に従っているか否かに関わらず交付

新たな米政策の在り方

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<現在>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者拠出なし、10割補填)を交付。

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

➡ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



IV 多面的機能の維持・発揮

農業の有する多面的機能

日本学術会議が農業の多面的機能を評価。貨幣評価が可能な機能について金額に換算すると、洪水防止機能で3兆5千億円など。



| 機能の種類 | 評価額 |
|-----------------------|-------------|
| 洪水防止機能 | 3兆4,988億円／年 |
| 河川流況安定機能 | 1兆4,633億円／年 |
| 地下水涵養機能 ^{かん} | 537億円／年 |
| 土壌侵食（流出）防止機能 | 3,318億円／年 |
| 土砂崩壊防止機能 | 4,782億円／年 |
| 有機性廃棄物分解機能 | 123億円／年 |
| 気候緩和機能 | 87億円／年 |
| 保健休養・やすらぎ機能 | 2兆3,758億円／年 |

(注) 農業の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会等の討議内容を踏まえて評価を行ったものである。

日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動(活動組織を作り、市町村と協定を締結)に対して支援する多面的機能支払を創設。
- 共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押し。

背景・必要性

- 農業・農村は、国民全体が利益を受ける「公共財」として、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を発揮。
- 他方で、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要。
- EUにおいても、環境や農村振興を重視した直接支払へのシフトが進行。

多面的機能支払の概要

- 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織をつくり市町村と協定を締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施。

資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり 等

現行の農地・水保全管理支払を組替え



山口県長門市

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援

- ※ 担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

※5年後を目途に施策の実施状況の点検、効果の評価を行い、施策の見直しに反映させていく。

※中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持しつつ継続。

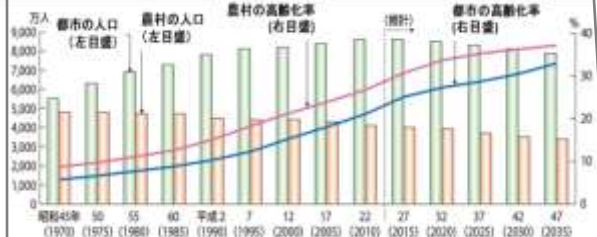
人口減少社会における農山漁村の活性化

- 農山漁村では、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。小規模集落が増加し、集落機能が低下。
- 関係省庁とも連携して、集落間のネットワーク化を進めつつ、豊かな地域資源を活かし、多様な人材が活躍できる魅力ある農山漁村づくりを推進。

【農山漁村の現状】

- ・ 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。
- ・ 小規模集落が増加し、集落機能が低下。

【DIDs※・非DIDsの人口と高齢化率の推移と見通し】



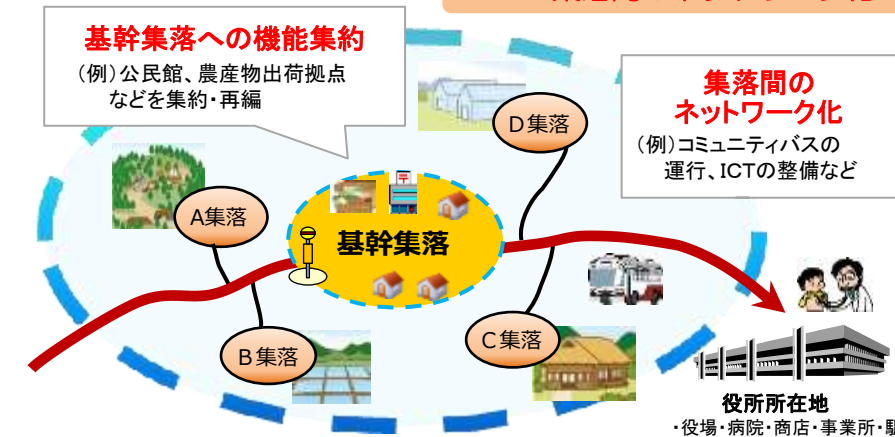
※DID: Densely Inhabited District (人口集中地区)
出典: 食料・農業・農村白書

【小規模集落の割合の推移】



資料: 農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

集落間のネットワーク化



【施策のイメージ】

人口減少や高齢化が進む中で、地域全体の存続を図るため、集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化を推進。

- ◆ 総合的な土地利用計画の仕組みの検討
- ◆ 各府省とも連携し、生活関連施設等の集約・再編
- ◆ 地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用

※住民の一体性がある地区(小学校区、大字等)単位を想定

若年層の就業促進・雇用創出

農林水産業を中心として、他産業との連携も広げ、地域の雇用を生み出し、若者の定住を促進。

【施策のイメージ】

- ◆ 農山漁村への就業促進
- ◆ 地域資源を活用した新たな地域産業(6次産業等)の振興
- ◆ 林業の成長産業化(地域材や国産材CLTの活用、バイオマス利用等)



岡山県真庭市の木質バイオマス利用
真庭市は、地域の木材関連業者・森林組合等と共同して、1万kW(22,000世帯分)の木質バイオマス発電事業を推進中(100人以上の雇用を見込)。

地域における女性・高齢者の活用

農山漁村における女性・高齢者の活躍の場を増やすことにより、地域社会の幅を広げ、地域経済の活性化に寄与。

【施策のイメージ】

- ◆ 女性農業経営者の発展支援
- ◆ 女性の知恵や感性を活かした新たな商品開発等の推進
- ◆ 「定年帰農」の推進
- ◆ 子育て・介護・買い物支援



(農業女子プロジェクト)

人を呼び込む魅力ある農山漁村づくり

農山漁村の魅力を広く伝えるため、教育や観光・福祉等の様々な場面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出。

【施策のイメージ】

- ◆ 子供の農山漁村での体験学習
- ◆ 多様なスタイルの市民農園や福祉農園の整備
- ◆ 農村の空き家・廃校等の利用
- ◆ 鳥獣被害対策の担い手としての活用



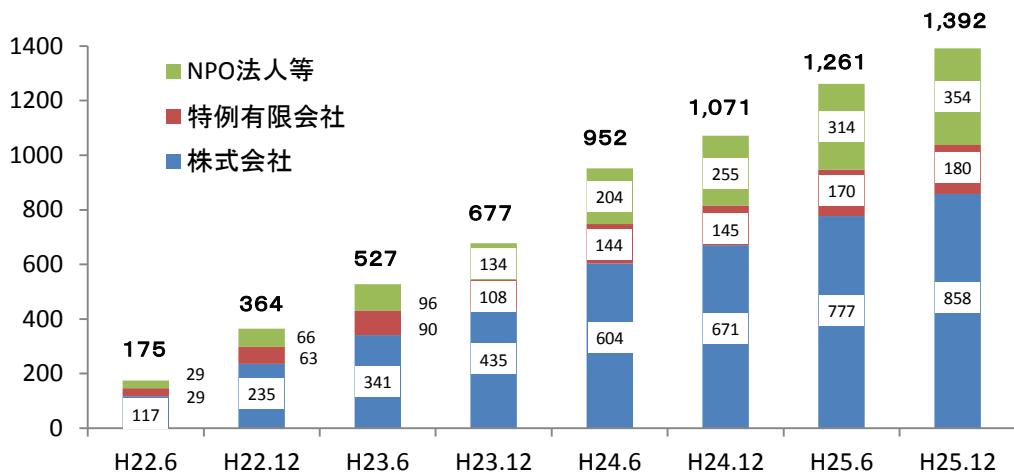
- ・ 農山漁村における雇用機会を増加させ、地域の活性化に寄与。
- ・ 豊かな地域資源を有する農山漁村に若者を呼び込み、人口減少の歯止めへの貢献に期待。

V 攻めの農業の推進に向けた企業参入の取組

一般法人の農業参入の動向

改正農地法施行後約4年で農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに1,392法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

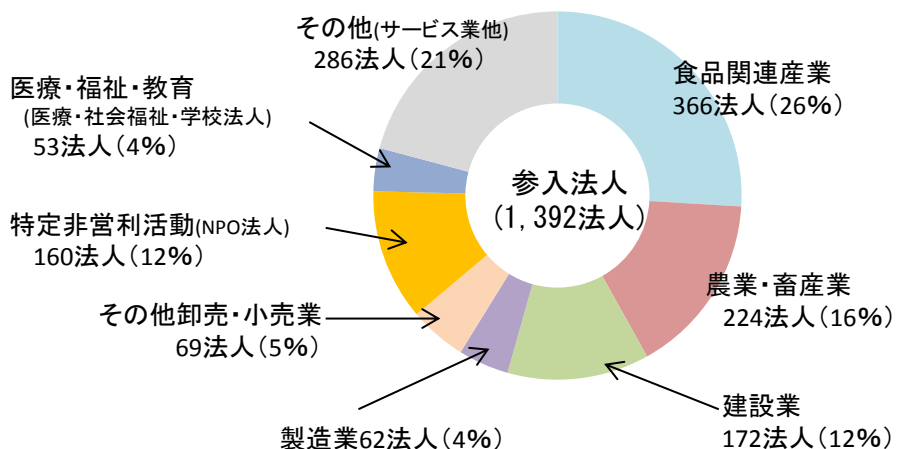
○一般法人数の推移



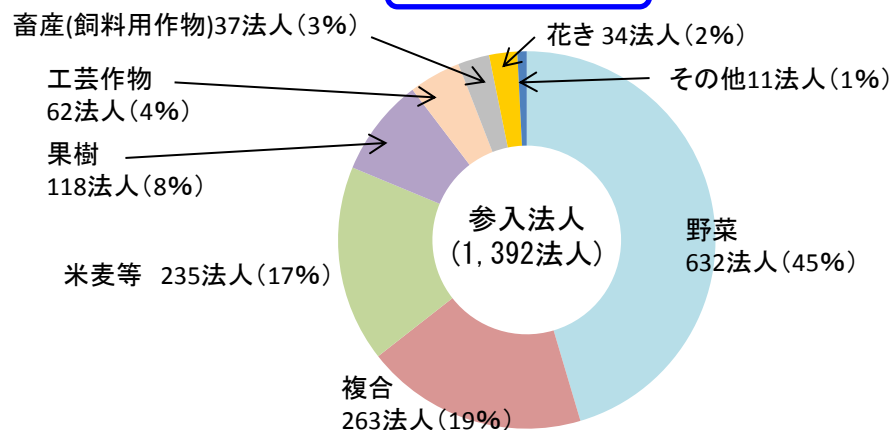
| | 改正農地法 施行前 (H15.4 ~ H21.12) | 改正農地法 施行後 (H21.12 ~ H25.12) | 差 | 増加率 |
|----------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----|-------------|
| 参入法人数 | 436 | 1,392 | 956 | 319% |
| 株式会社 | 250 | 858 | 608 | 343% |
| 1年当たり 平均参入数 | 65 | 348 | 283 | 539% |

○改正農地法施行後の参入法人の形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別



資料: 農林水産省経営局調べ(平成25年12月末現在)

企業ノウハウを活用した取組の強化

- 従来、農業界と対立軸でとらえられがちだった経済界に蓄積された知見・ノウハウを農業の現場に活かす環境の整備が重要。
- 生産現場においては、経済界の知見・ノウハウを活用した以下のような取組を支援。

■ 次世代施設園芸拠点の運営

環境制御システム



- 1) 通信メーカー、電子機器メーカー等による先端的な高度環境制御システム、制御機器の開発・導入
- 2) 小売や加工・外食産業が実需者として参画
- 3) 建設メーカー等が生産者と新法人を立ち上げ、拠点を運営
- 4) 金融機関が出資者として生産法人に参画

■ スマート農業(超省力・高品質生産)の検討

- 1) 農業分野のICTの活用(IT・通信事業者)
- 2) アシストスーツの実用化(機械メーカー)
- 3) 農機の自動化・農作業ロボット技術の導入(農機メーカー、自動車メーカー)



■ 異分野融合研究の推進

- 1) 情報工学との融合研究(センサー、営農・経営に係る情報提供サービスの低廉化及びそのクラウド化等の開発)
- 2) 工学との融合研究(もみ殻や植物セルロース等農林産物由来の未利用資源を原料とした高機能性素材等の開発)



湿度センサー



もみ殻から半導体部品へ



■ 畜産クラスターの全国的な展開

地域の飼料メーカー、乳業、食肉センター等の関連産業の連携により、地域ぐるみで収益向上を図る「畜産クラスター」を構築。



地域ぐるみで畜産・畜産の収益力向上

■ 資材・流通コストの削減

低コスト仕様の農業機械の国内展開(標準モデル比2~3割の低価格化)、
土壌改良資材のフレキシブルコンテナ利用(20kg袋比7%低価格化)等を推進。

農業参入した企業の6次産業化の取組

- 農業参入した企業・法人の中には、加工・流通等の新たな取組を行い、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定・支援を受け6次産業化に取り組んでいる事例も多数存在。
- また、こうした企業・法人は、農業者としてA-FIVEの出資対象となる6次産業化事業体に資本参画することが可能。

醸造メーカー

平成17年に農業特区制度を利用して農業に参入。米や大豆、野菜などの栽培を開始するとともに、味噌や清酒製造の副産物である酒粕等を用いた野菜の漬物を開発、販売。



宮城県大崎市
株式会社一ノ蔵

飼料販売業

食品リサイクルループ事業として、外食産業と提携し、資源循環型農業を目指した黒豚の生産を開始するとともに、豚肉を用いた骨付きハム、ウインナーなどを開発、販売。



鹿児島県鹿児島市
有限会社ノガミ産業

建設業

道の駅や岡山市内のアンテナショップで販売する商品の原料確保のため、なすやかぶなどの栽培を開始するとともに、自社栽培の野菜と地元企業の米麴を用いたこうじ漬けを製造、販売。



岡山県美作市
株式会社西本建設

文房具メーカー

障害者雇用の促進のため、コクヨ株式会社が特例子会社を設立し、植物工場にてサラダほうれん草の栽培を開始するとともに、それを用いたレトルトスープや焼き菓子を開発、販売。



大阪府泉南市
ハートランド株式会社

社会福祉法人

障害者の就業機会を提供し、職業訓練を行うため、山林、畑にてビワ、野菜などの生産を開始するとともに、ビワの種を用いたお茶、ジャムなどを製造、販売。



長崎県長崎市
社会福祉法人出島福祉村

学校法人

学校の体験学習の場として米やタマネギなどの野菜を栽培し、道の駅などで販売するとともに、新たに水田養魚に取り組み、フナ、ドジョウを用いた甘露煮や野菜の乾燥粉末を開発、販売。



長野県天龍村
学校法人どんぐり向方学園

企業参入に優しい体制づくり

- 担い手不足の地域を始め農業の活性化のためには、企業の農業参入が極めて重要なツール。
- このため、経済団体の協力を得て企業参入フェアを開催するなど、経済界との連携を強めているところ。
- 先進農業法人等の農業者と民間企業等の経済界の連携による先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援。

「株式会社等の農業参入セミナー」 の取組

主催 全国農業会議所・農林水産省他
後援・協力 日本経済団体連合会
日本商工会議所他

平成25年は、1月18日と9月13日に開催

- ・ 参加者 200名前後
- ・ 参加企業 ローソン、カゴメ他

会議所、農水省による農業参入相談会
も併せて実施。

企業参入を促進する取組例 (平成26年度)

- ① 都道府県推進事業
 - ・ 企業参入セミナー
 - ・ 参入企業フォローアップ
(相談窓口)
- ② 企業参入フェア
経済団体との共催により、全国の
主要都市で開催
- ③ 農業界と経済界の連携による先端
モデル農業確立実証事業

『農業界と経済界の連携による先端モ デル農業確立実証事業』の実施状況

- 本事業により、農業法人と異業種の
企業が連携して行う16のプロジェクト
を支援。
- 実施中のプロジェクトの例としては
 - ・ 大手自動車メーカーの作業改善の
ノウハウを農業に導入し、コスト削減
を図ろうとする取組
 - ・ 農作業負担を軽減するアシスト
スーツの開発
など。

VI 林業の成長産業化の加速

林業の成長産業化を加速

- 人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化の実現と、美しく伝統ある山村を次世代へ継承していくことが重要。
- 人口減少社会を迎える中でも国土と暮らしを支えていけるよう、身近にある森林等の積極的な活用により、山村地域に産業と雇用を生み出し、「成長の果実」で地域を潤すことが重要。

- 利用期を迎えた人工林（年間1億m³増加）
- 林業を始める若者が増加（若年者率H2: 6%→H22: 18%）

- 木材自給率が上昇中（H14: 18%→H24: 28%）
- CLTやバイオマス等の新たな木材需要



適正な整備・保全により、国土保全や温暖化防止等に貢献

世界自然遺産地域だけでも、年間約190万人の観光客

循環利用の「環」をつなげ、太くする必要

50万m³生産の効果(※)
年間700億円
8,800人雇用

国産材CLT等普及のスピードアップ

農林水産省がJAS規格を制定（H25.12）。H26.3には、国内初となるCLT建築物が高知県において竣工。（現在、北海道、福島県等でも建設計画あり。）今後、①建築基準の整備、②実証の積み上げ、③国産材CLTの生産体制整備を総合的に推進する必要。

※日本CLT協会による国内将来需要見込みをもとに試算。



5千kW発電施設の効果
年間49億円
50人雇用

木質バイオマス等地域材の利用促進

約40施設の発電施設が既に具体化。さらに、大型発電施設、地域密着型小規模発電や熱利用の推進、地域材等の利用拡大が必要。



国産材供給量目標
3,900万m³

国産材の安定供給と山村の人づくり

施業集約化、素材生産者など担い手の強化を加速する必要。また、村おこしのノウハウをもつ人材を育成する必要。

森林吸収量3.5%の確保

温暖化防止など多面的機能の維持・向上

間伐や路網整備など森林吸収源対策を推進する必要。また、成長に優れた苗木等の開発も重要。

VII 水産日本の復活に向けた取組

「水産日本の復活」に向けた出口戦略（マーケットイン）の展開

- 「生産」、「加工・流通」、「販売・輸出」の3段階の取組を、目詰まりなく一貫して出口戦略(マーケットイン)につなげる施策を展開。
- 特に、対EU・HACCPについては、水産庁も認定主体となるよう体制整備を図ることにより、認定の取得を促進し、水産物の輸出戦略を強力に推進。

I 販売・輸出段階

輸出拡大

魚食文化の普及

- ◆ 対EU・HACCP水産加工施設の認定の加速化を図るため、水産庁も認定主体となるよう体制整備
- ◆ 産地市場独自の登録基準を検討
- ◆ 対EU・HACCP養殖場等の登録の迅速化
- ◆ トレーサビリティ導入に向けたガイドラインの策定

II 加工・流通段階

- ◆ 加工原料の安定的な確保のための適切な対応策を検討
- ◆ 国産水産物流通促進事業の活用

産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消

消費者ニーズを捉えた商品開発を支援

III 生産段階

企業・NPO等の「浜の応援団」が取組をサポート

浜の活力再生プランの策定による浜の活性化

- ◆ 収益性の高い新しい操業・生産体制への転換
- ◆ 水産業の持続的発展のための資源管理強化

水産資源の持続的利用の確保

目標①: 2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増 (2012年:1,700億円)

目標②: 「浜の活力再生プラン」を策定した漁村地域で、所得の10%以上の向上

(参考) 対EU・HACCP水産加工施設の認定促進等について

- 対EU・HACCP水産加工施設の認定の加速化を図るため、厚生労働省（保健所等）に加え、水産庁も認定主体となるよう所要の体制整備を進める。
- 併せて、以下の対策により輸出を強力に後押し。
 - ①我が国の産地市場の実態を踏まえ、産地市場独自の登録基準を検討
 - ②二枚貝（ホタテ、カキ等）の輸出拡大のため、生産海域のモニタリングを拡充
 - ③養殖場等の登録の迅速化を図るため、都道府県と協力し、標準処理期間の設定を検討
 - ④消費者に対する更なる情報提供やリコール対応等を行うため、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインを策定

EU向け輸出体制の抜本的強化

